

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会

平成30年審議第1回基本問題小委員会（通算第19回）

平成30年2月13日（火）

【岩下入札制度企画指導室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成30年審議第1回基本問題小委員会を開催させていただきます。委員の皆様方には、ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、お手元に配付いたしました資料の一覧は、議事次第に記載しておりますが、不足はございませんでしょうか。ございましたら、事務局までお申しつけください。

冒頭のカメラ撮りは、議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして国土交通省土地・建設産業局長の田村からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【田村土地・建設産業局長】 田村でございます。

本日は、基本問題小委員会を開催いたしましたところ、ご多用のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

委員長の大森委員長をはじめといたしまして、委員の皆様には日ごろから国土交通行政に、多大なるご理解とご協力をいただいております。改めて感謝を申し上げたいと思っております。

若干おさらいになりますけれども、この基本問題小委員会でございますが、いわゆる基礎ぐいの問題を受けて開催したんですけれども、それ以来、1年半ぶりの再開というところでございます。

その後、平成28年10月から、建設産業が10年後においても生産性を高めながら現場を維持できるような産業であり続けるというためには何をすべきかという検討を行うことを目的といたしまして、建設産業政策会議という会議を設け、その場におきまして、昨年7月に建設産業政策2017+10というものをとりまとめさせていただきました。

国土交通省はその後、この+10を受けまして、例えば経営事項審査や約款改正、さらには「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定、技術者制度の見直しなど、できることからスピード感を持って具体化をしているところでございます。

今回の基本問題小委員会におきましては、先ほどの建設産業政策会議で提言をいただきました施策のうち、特に建設業の許可制度でございますとか、技術者制度など、法改正も含めた制度的な対応が必要な事項につきまして、さらに具体的なお審議をお願いしたく、ご案内を差し上げた次第でございます。

今年の国会も開かれましたけれども、今国会の重要法案の1つとして、いわゆる働き方改革関連の法案の審議が予定されてございます。ご案内のように、建設業につきましては、長時間労働の規制が、この働き方改革の関連法案ができた暁には、上限規制適応業種になるということです。5年の猶予が与えられているところは、皆様よくご承知のことだと思います。一方で5年もあるという感じでは全くなくて、そういう意味では、建設業においても、お尻が切られた中で、こういった働き方改革や生産性革命の課題に着実に取り組んでいかなければならないと考えてございます。

そういった意味におきまして、この審議会におきまして、皆様のご知見をいただきながら、意見を集約させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、大変恐縮でございますが、私、また別のところに説明に行かなければいけないことがございまして、4時半ごろに中座させていただきますこと、あらかじめおわび申し上げます。

では、本日はよろしくお願い申し上げます。

【岩下入札制度企画指導室長】 ありがとうございます。

本日の委員会には、委員の過半数のご出席をいただいておりますので、中央建設業審議会社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会運営要領第3条第1項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、同運営要領第4条第1項により、本委員会は公開されております。

議事に先立ちまして、前回の開催から日があき、委員のご交代や新規のご就任がありましたので、事務局から、本日も出席の委員をご紹介します。

まず、弁護士・東洋大学法学部教授の大森文彦委員長です。

【大森委員長】 大森でございます。よろしくどうぞお願いします。

【岩下入札制度企画指導室長】 続いて、委員の皆様を五十音順でご紹介させていただきます。

東洋大学理工学部教授の秋山哲一委員です。

【秋山委員】 秋山です。よろしくお願い申し上げます。

【岩下入札制度企画指導室長】 芝浦工業大学建築学部教授の蟹澤宏剛委員です。

【蟹澤委員】 蟹澤です。よろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 一般社団法人建設産業専門団体連合会会長の才賀清二郎委員です。

【才賀委員】 才賀です。よろしくどうぞ。

【岩下入札制度企画指導室長】 一般社団法人日本鉄道施設協会理事企画部長の三枝長生委員です。

【三枝委員】 三枝です。よろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 北海道大学公共政策大学院長の高野伸栄委員です。

【高野委員】 高野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 全国建設労働組合総連合書記次長の田口正俊委員です。

【田口委員】 田口でございます。よろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 電気事業連合会理事の富岡義博委員です。

【富岡委員】 富岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 一般社団法人不動産協会企画委員長の仲田裕一委員です。

【仲田委員】 仲田でございます。よろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 公認会計士・税理士の丹羽秀夫委員です。

【丹羽委員】 丹羽です。よろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 東京都建設局企画担当部長の花井徹夫委員です。

【花井委員】 花井でございます。よろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部会部会長の平野啓司委員です。

【平野委員】 平野でございます。よろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 また、一般社団法人全国建設業協会副会長の岩田圭剛委員の代理として、専務理事の伊藤淳様に代理出席をいただいております。

【伊藤専務（岩田委員代理）】 伊藤でございます。岩田の代理で参りました。よろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 なお、三枝委員、富岡委員には、前回の委員会以降、新たに委員にご就任いただいておりますので、ご紹介申し上げます。

また、本日はあいにくご欠席ですが、成蹊大学経済学部教授の井出多加子委員、東京大学大学院工学系研究科教授の小澤一雅委員、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社調査統括本部副本部長の高木敦委員、東京大学生産技術研究所教授の桑野玲子委員、東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授の藤田香織委員、立命館大学O I C総合研究機構グローバルMOT研究センター客員教授の古阪秀三委員には、引き続き委員を務めていただいていることをあわせてご紹介申し上げます。

それでは、議事に先立ちまして、大森委員長より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【大森委員長】 委員長を務めさせていただきます、大森でございます。よろしくどうぞお願いします。基本的には議事進行係だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回、制度的な対応が必要な事項の具体化ということで、皆様方の貴重なご意見、有益なご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 ありがとうございます。

報道関係者の皆様におかれては、これ以降のカメラ撮りをご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事の進行は、大森委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【大森委員長】 それでは、早速ですが、お手元の議事次第に基づいて、議事に入らせていただきたいと思います。

資料1について、事務局からご報告をお願いします。

【菅原建設業政策企画官】 それでは、事務局の建設業課の菅原と申します。よろしくお願いいたします。

私から、資料1「建設産業をめぐる現状と課題」についてご説明申し上げます。

それでは、資料1を1枚おめくりいただければと思います。「建設投資、許可業者数及び就業者数の推移」でございます。まず、建設投資額につきましては、1行目に書いてございますが、ピーク時、1992年度、約84兆円から、今の状況としまして、約35%減の約55兆円となる見通しとなっております。この5年ぐらいは、右のグラフをごらんいただきますと、大体50兆円強ぐらいで推移しているところでございます。

また、3行目にも記載しておりますが、建設業の就業者数につきましては、2017年平均は約498万人ということで、こちらはピーク時から約27%減といった状況です。

建設投資と比べると、就業者数はそこまでは減っていないといった状況です。

建設業の全体像としましては、右側にも書いてございますが、おおむね50兆円ぐらいの建設投資を約500万人の就業者で支えているといった産業構造になっております。

続きまして、2枚目をお開きください。「建設業就業者の現状」でございます。左上にも記載のとおり、ここ8年間ほどは、大体500万人前後で横ばいとなっているところでございます。

少しご紹介いたしますと、左側のグラフで、オレンジのところは技能者でございます。実は平成26年の341万人から年々減ってきていたんですが、平成28年の326万人から、今年は331万人ということで、5万人増加しております、少し明るい話題となっているのかなと考えております。

一方で、右側にもございますが、課題としましては、他産業と比べても、いち早く高齢化が進んでいるといった点でございます。約3割、34.1%が55歳以上ということで、他産業以上に高齢化が進んでいる現状でございます。

その影響といたしまして、3ページでございますけれども、特に右側をごらんいただければと思いますが、建設業は60歳以上の方が右側の上の丸がございまして、81.1万人という状況です。10年後は、こういった方々は70歳以上になってまいりますので、大量離職が見込まれるかなと思っております。それを補っていただきたい若手のところですが、右下の丸をごらんいただきますと、30歳未満で36.6万人という状況でして、なかなか大量に高齢者の方を補うだけの人数が集まっていないということで、やはりさらなる担い手の確保、あるいは生産性の向上が重要と考えております。

次のページでございます。担い手の確保ということで、これまで処遇改善の取り組みをしておりましたので、それをご紹介いたします。まず、5ページ目でございますが、これまでの官民を挙げた取り組みによりまして、建設業の年間賃金は上がってきております。オレンジのグラフをごらんいただきますと、ここ5年で6.7%上昇してきているといった状況でございます。

一方で、すぐ上の青い線が製造業でございますが、製造業と比べると、また1割ほど開きがあるということで、さらなる賃金水準の確保が求められているといった状況と考えております。

6ページ目でございます。もう一つの課題といたしまして、建設業の労働者の賃金のいわゆる賃金カーブでございますけれども、赤い太線をごらんいただきますと、45から

49歳でピークを迎えているといった状況です。体力のピークが賃金のピークとなっている側面がございまして、マネジメント力が十分に評価されていないといった課題があるのかと思います。

次、7ページをごらんください。もう一つ、処遇改善の一環としまして、社会保険の未加入対策をこの5年間進めてまいりました。実績としましては、右側の表をごらんいただきますと、平成23年10月で84%だったところ、5年間で96%まで進んできているというところで、あと少しというところではあるんですけども、残った4%をどうやって社会保険加入に持っていくかといった点は非常に重要な課題かなと考えております。

続いて、8ページをごらんいただければと思います。将来のキャリアパスということで、1つは登録基幹技能者になるべく目指していただきたい。2つ目の丸にも書いておりますけれども、工事の品質やコスト減に貢献するという立場で、技能労働者の目標像として、この基幹技能者になっていただきたいと考えております。

要件は、左側に記載のとおりですけれども、こういった登録基幹技能者の人たちをさらに増やすための何か仕掛けができないかなということも考えているところがございます。

9ページをごらんいただければと思います。そういった中で、1つ、今年の大きな動きとしまして、「建設キャリアアップシステム」といったものの構築を進めております。これは、1行目をごらんいただきますと、技能者の資格、あるいは社会保険の加入状況、あるいは現場の就業履歴等を業界横断的にデータとして登録・蓄積する仕組みでございます。

これによりまして、3行目に書いておりますけれども、技能者の方が能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる環境を整備したいということでございます。現在、今年のお秋、平成30年秋に運用開始を予定しているといったことでございます。

こういったシステムを増やすことも踏まえて、こういったことが考えられるかといったことを、後ほど課題としてご説明したいと思っております。

続いて、働き方改革の現状でございます。11ページをごらんいただきたいと思っております。11ページの左側ですけれども、建設業の年間の総労働時間を書いております。赤線が建設業でして、青い左下の線が、いわゆる調査されている全産業の平均でございます。他産業と比べて、建設業は300時間以上、長時間労働になっているといった現状でございます。

その1つの要因が、右側に記載がございまして、年間の出勤日数が、赤い線と青い線と比べていただきますと、29日、約1カ月長いといったことが要因となっております。

す。

それをさらに言いかえると、12ページ目でございますが、建設業はなかなか休日が取れていないといった現状がございます。週休2日と考えると、4週で8日休めればいいわけですが、12ページの右上をごらんいただきますと、建設業は4.90日ということで、なかなか4週で8日には及んでいないということです。4週8休は1割以下といった現状でございます。

そういった中、全産業的に大きな動きがございます、13ページでございますけれども、昨年3月に働き方改革の実行計画が策定されております。1行目をご紹介しますと、今、建設業は限度基準告示の適用除外となっておりますけれども、今国会で労働基準法改正が提出されて、通りました場合には、2行目に書いておりますが、改正労働基準法の一般則の施行期日の5年後に、建設業に対しても罰則付きの条件規制の適用がされるということが契約で定められております。

今の長時間労働の現状を踏まえ、非常に大きな転換になってまいりますので、この赤字のところですが、5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力を得ながら段階的な取り組みを進めていこうといった点と、もう一つ、下から5行目あたりですが、発注者を含めた関係者で構成する協議会をつくっていこうといったことが決まっております。

14ページは、具体的な規制案の中身ですが、これは割愛いたします。

15ページですが、そういった計画を踏まえ、1つは関係省庁連絡会議が設置されておまして、左側に記載の官房副長官以下のメンバーとなっております。

もう一つ、右側の7月28日の欄をごらんいただきますと、これも民間発注団体の皆様のご協力をいただきまして、経団連、日商、電事連、ガス協、不動協、民鉄協の皆さんにご参加いただき、建設業団体、労働組合と一緒に協議会をつくってございまして、まさに官民を挙げて適正な工期設定などの働き方改革を進めているところでございます。

その1つの成果が、「適正な工期設定等のためのガイドライン」と8月28日に書いておりますけれども、これは後ほどご説明いたします。

もう一つの重要なテーマが生産性向上のところですが、17ページをごらんいただきたいと思っております。これまで、国交省を挙げてi-Constructionというものを進めてきております。

2つ目の丸ですが、人口減少、高齢化が進む中であっても、建設業の役割を果た

すために、働き方改革とともに生産性向上を進めていくということで、絵にも記載のとおり、調査・測量段階から設計、施行、検査、維持管理にわたるまで、あらゆる段階で生産性を向上していこうということで、i-Constructionを推進しており、目標として2025年度までに約2割生産性を向上するといったことが掲げられております。

18ページでございます。もう一つ大事な取り組みとしまして、平準化といったものがあるかと思っております。

これは、月別の建設工事の推移をつけております。どうしても建設業の特性としまして、工事量の波があるということで、青いところをごらんいただきますと、4月、6月の閑散期については、技能者の方も仕事が少なく、特に日給、月給の方を中心に、収入が不安定になってしまう。受注者側も人材、機材をもてあますといった課題がございます。

また、繁忙期、秋口以降になりますと、技能者の方は休暇の取得も困難で、長時間労働も発生して、受注者、建設会社側も技術者の不足の懸念があるということで、これを平準化していくことが生産性向上、あるいは処遇改善の点でも非常に大きい効果をもたらすかなと考えているところでございます。

19ページは参考の資料でございますけれども、昨年末に政府全体で新しい経済政策パッケージといったものが策定されております。その中の「生産性革命」といった章の中で、「建設分野」という記載がございます、i-Constructionの記載がございます。

また、その下に、下から2つ目ですけれども、建設キャリアアップシステム、先ほどご説明しました点、あるいは最後のところすけれども、平準化の取り組み、あるいは一番最後に建設業法による現場技術者配置要件の合理化の検討といったことも記載されております。この技術者の配置要件のところなども、まさに、基本問題小委員会でご議論いただきたい点だと考えております。

もう一点、最後ですけれども、地域の建設業の現状のところでございます。地域の建設業でございますけれども、21ページに役割を書いております。言うまでもなく、「地域インフラの整備・維持」を支えとか、災害時、この写真は東日本大震災のときの写真を使っておりますけれども、最近でも大雪のときの除雪作業など、まさに災害時に活躍されていると認識しております。それ以外にも、「地域の社会・経済」を支えたり、「地方創生」を支えるといった重要な役割を担っていただいていると考えております。

一方、課題としまして、22ページをごらんいただきますと、許可業者数のところす

が、2006年度比で全地域において減少傾向となっております。特に右下をごらんいただきますと、北海道、四国、中国あたりでは、15%以上許可業者数が減っているということで、中国における建設業者の減少が深刻になっていると考えております。

その1つの事例が23ページでございます。市町村によりましては、1つの市町村に許可業者数が1とか2しかないといった市町村があるということでございます。言いかえますと、こういったところについては、もしこの1、2という業者がなくなってくると、いざ災害、あるいは大雪など、いろいろなものが発生したときに、対応できる建設業者がいなくなってしまうといった課題もあろうかなと考えております。

24ページですけれども、今申し上げたのは受注者側の課題でございます。発注者側にも課題があると考えております。24ページは、発注者側の土木部門の職員数を示しておりますけれども、ピーク時から3割弱減っているということで、発注者側もこれまでのような発注をできなくなってしまうといった課題もあろうかと考えております。

25ページですけれども、3年半ほど前に、いわゆる担い手3法といったものが国会でも全会一致で可決成立してきております。品確法、入札契約適正化法、建設業法と改正されておりますけれども、こういった担い手3法の趣旨を徹底していきたいと考えております。

一方で、自治体のマンパワーの減少といったことを考えた場合に、どのように周知徹底を図っていくかといった点も課題であろうと考えています。

最後、26ページでございます。すみません。今、足早にご説明いたしましたけれども、それを課題として事務局で総括しております。

全産業的に生産年齢人口が減少していく中で、建設産業は以下の課題を克服していく必要があると考えております。

おさらいになってしまいますけれども、処遇改善を通じて、担い手を確保するための賃金水準の確保、あるいは賃金カーブの改善、あと残り4%になってきますけれども、社会保険加入対策の総仕上げといった点。

働き方改革関係では、長時間労働の是正、週休2日の確保、また、これらを実現させるための適正な工期設定といった課題。

また、生産性の向上といった点では、現在、i-Constructionなどを進めておりますけれども、システム全体での生産性向上、あるいは、だんだん技能労働者の数が減ってくる中での人材・資機材の効率的な活用といった課題。あるいは、減ってくる人

材を補うための個々の従事者のレベルアップを通じた生産性向上といった課題。

あと、地域の建設業としましては、今し方、申し上げました許可業者数が減少していくなどの課題に直面している中で、地域建設業の持続性をどうやって確保するか。あるいは発注者側、特に市町村もマンパワーが減っていく中で、どのようにして入札契約の改善をしていくかといった点。あるいは、そういったものの前提としまして、中長期にわたって安定的・持続的な事業量を確保するとか、適正な利潤を確保するといった課題。

事務局として整理した課題はこれくらいなのかなと思っておりますけれども、さらにご議論いただければなと考えております。

取り急ぎ、資料1についてのご説明は以上でございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明に関してのご質問等がございましたら、どうぞ挙手をお願いします。

はい。

【平野委員】 日本建設業連合会の平野でございます。ただいまご説明のありました建設産業をめぐる現状と課題について、日建連の取り組みについて、まず簡単にご説明させていただきたいと思っております。

まず、建設業の将来に向けたいろいろなディスカッションのために、このような会議体をご主催いただきました国交省様、それから、この会議体にご参集いただきました多くの有識者の方々に対して、深く感謝を申し上げたいと思っております。

その中で、これまで日建連では、建設業産業にとって最大の課題でございます、建設技能者の確保・育成、すなわち担い手確保について、従来から賃金水準の向上、あるいは社会保険の加入促進、また、下請契約の適正化、それから、重層下請の構造の改善、こういったテーマについて取り組んできたところであります。

その中で、現状、私どもとして認識しております最大のテーマとしては、今ご説明のありました働き方改革、それから生産性の向上であろうと認識しております。

その中で、特に働き方改革について取り組みを簡単に申し上げますと、まず、昨年の9月、日建連といたしまして、時間外労働の適正化に向けた自主規制の制定をいたしました。これは、先ほどご説明のあった改正労働基準法が建設業に適用されます2024年までに、時間外労働の削減の目標、それから具体的なマイルストーンを定めたものであります。この自主規制に乗っかって、日本建設業連合会の全会員が、このマイルストンの達成に向けて、鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

もう一つは、昨年の12月に策定いたしました、週休2日実現行動計画であります。これは、今年の春から具体的な活動を開始いたします。その中で、建設現場の週休2日を土曜日と日曜日の週2日閉所と定義いたしまして、建設業界みずからが週2日の閉所をベースといたしまして、建設サービスを提供するという明確な認識を持って、その上で生産性向上などの自助努力も行った上で、発注者をはじめといたします社会全般の認識を変えていかなければならないと認識しているところであります。

なお、週休2日の実施に伴います工期の延伸、コストアップについては、私どもの自助努力としての生産性向上によって極力その影響を吸収、緩和、解消することといたしておりますが、並行いたしまして、官民の発注者の方々に本取り組みの必要性をご理解いただけるよう、業界団体として努力していきたいと思っております。

それから、国交省様におかれましては、昨年、関係省庁連絡会議、あるいは民間の主要の発注者団体が参加した上での協議会などを開催していただきまして、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を作成していただきました。このガイドラインは、建設業の週休2日の実現に向けて、非常に重要なものであると理解しております。

それから、これも先ほどご説明がありました建設キャリアアップシステムであります。ご説明があったとおり、建設業団体としては、初年度に技能労働者を100万人、5年後には、全ての技能労働者、約330万人になりますが、このキャリアアップシステムに登録していくべく、昨年末、日建連の企業の会員に対して、このキャリアアップシステムの普及推進に向けたロードマップを策定いたしまして、実施に移してまいります。このキャリアアップシステムは、建設業者の処遇の改善に非常に大きな役割を果たすと認識しておりますので、これについても業界団体として、きちんと取り組んでまいりたいと思っております。

以上、現場の現状の取り組みについて、業界団体として簡単にご説明を申し上げました。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、引き続き、資料2から4につきまして、事務局からご説明をお願いします。

【菅原建設業政策企画官】 それでは、引き続きまして、資料2-1からご説明申し上げます。お手元にご準備のほどよろしく願いいたします。

まず、1枚おめくりいただきまして、「建設産業政策会議について」でございます。2行目に記載のとおり、10年後においても建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を

維持できるよということ、法制度をはじめ建設業関連制度の枠組みについて検討して
いこうということで設置された経緯がございます。

右側に開催経緯がございますけれども、平成28年10月に開催されて、都合7回開催
した後、7月4日に取りまとめいただきまして、大臣に手交していただいたといった経緯
がございます。

その取りまとめの概要でございますけれども、A3の資料をお開きいただければと思
います。「建設産業政策2017+10」と読ませていただいております。10年後を見据え
て、制度インフラを構築していこうという趣旨で「+10」と書いておりまして、サブタ
イトルについて、10年後を担っていただく若い人たちに対して、語れるような建設産業
を目指していこうといったことで、サブタイトルがつけられております。

それで、「政策目的」のところをごらんいただきますと、今回の政策の主眼でございま
すが、これまでは個々の企業の取り組みで担い手を確保できた時代もあったと考えており
ますけれども、今後は個々の企業の一層の取り組みに加えて、業界全体、あるいは発注者、
設計者、あるいは地域全体といったさまざまな主体との連携によって働き方改革や生産性
向上の取り組みを強力に推進していこう。また、そういった取り組みを進めるに当たっ
ても、やはり発注者、消費者の理解が必要になってまいりますので、建設産業側で良質な建
設サービスを高い水準を確保しまして、個々の発注者や消費者の利益を実現して、信頼を
確保していこうといったことを目的にうたっております。そのために必要な、10年後を
見据えた制度インフラを再構築していこうといった目的になっております。

そのための施策といたしまして、吹き出しが4つあると思っておりますけれども、業界内外の
連携により働き方改革とか、右上にございます、同じく生産性向上とか、あるいは右
下にございますが、良質な建設サービスの提供、あるいは左下にございますけれども、地
域力の強化といった4つの施策の柱を掲げまして、それに個々の具体的な施策を盛り込む
といった構成の取りまとめになっております。

こういった施策を実現することによりまして、右下にサイクルの表を書いておりますけ
れども、働き方改革、生産性向上を通じて、良質な建設サービスを提供し、それによっ
て安全・安心、経済成長に貢献して、国民の理解と信頼を得て、若年層、女性の入職を促進
し、さらなる働き方改革、生産性向上にもつなげていくといった好循環を実現したいな
といったことを目的として掲げております。

個々の施策につきましては、これまでの取り組み状況とともにご説明したいと考えてお

ります。

まず、A3の資料を広げていただきつつ、横に資料2-2をご準備いただければと考えております。A3の資料でいくと、①と書いたところに記載がございます、「建設業従事者の継続的な処遇改善」ということで、「技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現」といった記載がございます。

それに関する取り組みとしましては、資料2-2の2ページをごらんいただきますと、3行目に記載しておりますけれども、建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会といったものが、今設置されております。左の下にスケジュールを書いておりますが、昨年11月に第1回の検討会を開催しまして、今年度中、来月中には中間取りまとめをしたいといったスケジュール感で進んでおります。

どんなことをしたいかというのが、次の3ページ目に書いております。先ほど申し上げました建設キャリアアップシステムといったものが構築されますと、例えば技能者の経験、言いかえると就業日数、あるいは知識・技能・資格といったものがデータとして蓄積されてまいります。そのデータを活用しまして、絵にも描いておりますけれども、技能者の客観的かつ大まかなレベル分けを行いたい。そのレベル分けについては、①とありますが、キャリアアップのカード、左下にイメージの図を描いておりますけれども、その色分けにも反映させて、さらには単に技能者のレベル分けにとどまらず、その方々を雇用している専門工事企業の施工能力の見える化とも連動させていきたい。言いかえれば、いい職人を雇用している企業が選ばれる環境をつくっていききたいと考えておまして、そういった取り組みを通じまして、最終的には技能者の処遇の改善につなげていきたい。そういう取り組みを考えておまして、今、3月の中間取りまとめで検討を進めているところでございます。

次が、A3でいきますと、左の②と書いているところでございます。「適切な工期設定、週休2日に向けた環境整備」の取り組みで、その中の②でガイドラインの策定と書いております。

これについては、先ほど申し上げた5ページでございますけれども、関係省庁連絡会議の中で、8月末にガイドラインを策定しております。具体的には、6ページにガイドラインの中身を書いております。

まさに6ページの一番上に書いておりますけれども、建設業にも一定の猶予期間を置いた後に、時間外労働の上限規制を適用されることを踏まえた取り組みでございます。例え

ば、どういったことを記載するかといいますと、左下に3ポツとありますけれども、工期の設定に当たって、下記の条件を考慮してくださいということで、建設工事従事者の休日、週休2日の確保とか、準備期間、後片づけ期間の確保、あるいは雨や雪の日の作業不能日数をちゃんと見込んでください。

逆に、右上でございますけれども、受注者側には、2つ目の丸ですが、違法な長時間労働につながる「工期のダンピング」は行わないようにしましょう。あるいは(3)に書いていますような、生産性向上を最大限に進めていきたいと思いますということが記載されております。

こういったガイドラインについて、2017+10も踏まえて策定されたわけですが、つくって終わりではなくて、7ページに記載のとおり、民間発注各分野、あるいは建設業団体においても具体化、周知徹底まで取り組みが進んでいるといったところでございます。

また、A3に戻っていただきますと、3つ目のところでございます。2017+10の中で、1つの柱として、「働く人を大切にす業界・企業であることを見える化」といった施策が盛り込まれております。このための予算としまして、③というところでございます。項目としては、1つ「専門工事企業の評価制度の創設」といったことが+10に盛り込まれております。

予算としては、10ページに記載がございまして。10ページの左側で、「担い手の確保・育成」の2つ目の箱のところ、「専門工事企業に関する評価制度の構築に向けた検討」ということで、すぐれた技能者を雇用・育成して、施工能力の高い専門工事企業が選ばれる環境を整備していこうということで、1,900万円予算が計上されております。今後の国会の審議もございまして、予算案として盛り込んでいるところでございます。

また、人材育成の体制の強化といったことが+10で盛り込まれておりますけれども、その施策としましては、1ページ戻りまして9ページでございまして。今年度の補正予算、こちらはもう国会を通過しておりますけれども、その中で、特に9ページの右側ですが、「建設リカレント教育を通じた中堅人材の技能水準の向上」ということで、人材育成の体制として、特に施策の概要で書いておりますが、ちょうど真ん中の下ぐらいで、中堅人材の技能水準の向上を図るために、例えば、遠隔地の方でも受講可能な、ICTを活用して受講できるような研修プログラムを作成するという取り組みを通じて、人材育成をやすくしていこうといった予算を計上しているところでございます。

続いて、順番があれですけれども、A3でいくと「地域力の強化」といったところが左下にございます。「地域の多様な主体との連携を強化」していくということで、「地域貢献に取り組む企業の評価」といったものがございます。これについては、12ページをごらんいただきたいと思います。

これは、昨年7月の中央建設業審議会でご審議いただいて、了解をいただいていることをございますけれども、地域力の強化の取り組みとしまして、12ページの右側でございます。防災活動に貢献している企業への加点幅を増やそうということで、20点に加点を拡大するということとか、あるいは③ですけれども、現行、経営事項審査での建設機械は1台持っても加点1となっているんですが、小さい中小企業などで、いざ災害というときには、一生懸命建機を動かしたりするところ、一生懸命1台、2台と少ない台数を持っているところに対する加点を増やそうということで、1台目の加点を1点から5点とするといった加点テーブルの見直しを行っているところをございます。あとの資料は割愛させていただきます。

また、A3の資料を横目に見ながらで恐縮ですけれども、A3の資料でいきますと、右上のところ「業界内外の連携による生産性向上」といったものがございます。特に「各プロセスにおけるICT化、手戻り・手持ちの防止」といったことが掲げられております。

これに関する取り組み状況につきましては、担当の技術調査課から説明させていただきたいと思います。

【城澤建設システム管理企画室課長補佐】 3次元データの利活用に関するこれまでの取り組みについて説明させていただきます。

17ページをごらんください。繰り返しになりますけれども、今、国土交通省ではi-Constructionということで、建設現場に3次元データ、ICTを導入するという取り組みを進めてございます。具体的に資料の中でいきますと、平成28年9月に未来投資会議におきまして、安倍総理から建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指すという方針が打ち出されているところをございます。

この目標に向けまして、国土交通省としましては、i-Constructionを導入、推進するということとあわせまして、3つ目の丸ですが、公共工事の3次元データの活用拡大に向けまして、「データ利活用方針」というものを作成するとともに、3年以内にオープンデータ化を実現することにより、3次元データの利活用環境の整備や新たなビジネスの創出を目指すべく、産学官連携して取り組みを進めているところをございます。

18ページをごらんください。こちらは3次元データの活用状況についてでございます。i-Constructionの取り組みの1つでありますICT土工についての活用の状況と効果でございます。

資料の中ほど左側でございますが、まず、実績といたしましては、平成28年度は584件の工事でICT建機、3次元データを活用しましたICT土工を実施しております。

また、その効果につきましては、その下に表がございますが、約3割の施工時間の短縮効果が認められているというところでございます。

平成29年度につきましては、左の真ん中の表に戻りますけれども、10月時点では559件ということで、昨年度の同時期の約2倍程度で実施しているという状況でございます。

また、今年度からは、工種の拡大ということで、舗装工やしゅんせつ工におきましても、全面的にICTを活用する工事を進めているところでございます。

あわせて、ICTに関する研修やベストプラクティスの共有ということで、事例集の作成、i-Construction大賞の創設などの取り組みを進めているところでございます。

続きまして、19ページをごらんください。3次元データの利活用につきましては、建設現場におきまして、新たな新技術導入のベースとなるものでございまして、生産性向上に大きく寄与するものであると考えているところでございます。

また、あわせて、新たなビジネスの創出にもつながると考えているところでございまして、国土交通省におきましては、これらの取り組みを推進すべく、建設生産プロセスの各シーンでの3次元の利活用方法や今後の取り組みを「3次元データ利活用方針」という形で策定しているところでございます。

こちらの19ページにつきましては、その方針の中に入っています、各段階での利活用シーンについてまとめているものでございます。具体的に、測量調査、設計、施工、維持管理の各段階で、それぞれ具体の活用方法を定めているものでございます。

続きまして、20ページでございます。こちらは、利活用方針にお示ししている3次元データ利活用に向けた取り組みについてでございます。

例えば、2つ目でございますが、3次元データの仕様の標準化ということがございます。こちらは、標準化によりまして、測量から設計、設計から施工に移行する際、データの

幅な修正や追加が生じることなく、利活用が可能となるということが期待できますので、今後2年間で、その標準的な仕様を定めていきたいということを記載しているものでございます。

また、3つ目、2次元図面の利活用というところでございますが、今後、早期に維持管理段階においても3次元データを活用することを考えた場合におきまして、既存の電子納品されております2次元データを活用して、3次元データ化する方法を開発して、順次転換を図ってまいりたいということをお示ししているところでございます。

さらに、4つ目でございますが、データの流通・利活用システムの構築というものでございます。こちらは、測量、設計、施工、各段階のプレイヤーが効率的に3次元データを利活用できるようなシステムの構築を2019年度に向けて行っていきたいということでございます。これらの取り組みを産学官連携して進めてまいりたいと考えているところでございます。

【菅原建設業政策企画官】　　続きまして、A3で申し上げますと、右上の2つ目の丸にあります「施工に従事する者の配置・活用の最適化」ということで、特にこれまでとしましては、技術者制度のいろいろな見直しを行ってきております。

⑥と書いてあって、例えば、22ページでございますけれども、工事量が増加傾向にあります電気通信工事の分野において、新しい技術検定の制度を新設するといった取り組み、あるいは25ページをごらんいただきますと、これまでも技術検定の受験機会を拡大してまいりましたけれども、土木、建築の2種目で先行的にやっておりました2級学科試験の年2回化といったものを来年度、平成30年度から全種目に拡大していこうという取り組みを行っております。そういう意味で、技術者制度に関連して、一部先行した見直しを行っておりますけれども、A3でいきますと、技術者の配置の見直しというところは、なお、検討課題になっているのかなと考えております。

そのほか、資料2-2で約款の見直しなどの資料もつくっておりますが、時間の関係上、割愛したいと思っております。

資料3をご準備いただきたいと思います。これまでご説明申し上げました資料3ですが、資料1に記載しているような建設業をめぐる課題や、今し方説明しております+10において示された施策を踏まえまして、この基本問題小委員会では、主に法改正や制度改正を伴います事項についてご議論いただきたいと思いますと考えております。

A3の資料と見比べていただきますと、特にA3のところ、まだ白抜きになっている

部分が中心であろうと考えています。

まず、1ポツですけれども、先ほど資料1で課題を4つのグルーピングで整理しましたが、その順番で申し上げますと、担い手関係では、社会保険未加入業者の建設業許可・更新を認めない仕組みということで、先ほどもご説明いたしましたけれども、これまで5年間の社会保険未加入対策の取り組みで、96%ぐらいまで加入が進んでおりますが、次の一手としまして、こういった許可制度の見直しができないかということでございます。一生懸命社会保険に加入している企業が競争上、不利にならないようにということで、こういった仕組みが検討できないかと考えております。

2点目が、技能労働者や基幹技能者の法令上の位置づけを明確化していこうということでございます。これは、+10においては、例えば技能労働者が自身の技能の向上に努める責務、あるいは建設会社側が雇用する技能者を育成する責務といったものが+10の施策で盛り込まれております。そういった記載も参考にしながら、育成や配置を推進する方策について、この基本問題小委員会でご議論いただければと考えております。

2点目が、働き方改革の関係でございます。これも+10に盛り込まれた施策としまして、まず、受注者側において、工期ダンピングといったこと、長時間労働を前提とした工期ダンピングを行わないといったことが大事ななと思っております。その請負契約の相手方であり発注者側においても、適正な工期設定をしていただくといったことを何らか双方の責務として明確化できないか。言いかえると、違法な長時間労働につながるような不当に短い工期設定を防ぐための方策といったもので何が考えられるかご議論いただければと考えております。

3つ目が生産性向上の関係です。これは、先ほど少しご紹介しました、昨年末に政府全体で政策パッケージを打っておりますけれども、その中で盛り込まれております、現場技術者の配置要件の合理化といった点でございます。例えば、複数の下請建設業者が共同で施工している場合の技術者の配置要件といったものをどのように考えるかという点についてご議論いただきたいと考えております。

また、2点目。これも、当然+10に盛り込まれた施策でございますけれども、工事開始後のリスク発生時における手戻りを防止するために、例えば、発生し得るリスクをあらかじめ受発注者で情報を共有するといった方策が考えられるかなと思っておりますけれども、そういった点が課題として挙げております。

3点目ですけれども、建設工事への工場製品の一層の活用に向けた環境整備といったこ

とで、これはA3の資料の右下にも記載しております。言いかえると、これから工場製品が増加していく中で、それに起因して建設生産物にふぐあいが生じた場合の再発防止のための仕組みが考えられないかといった点が挙げられるかなと考えております。

あと、4点目でございますけれども、地域の建設業の関係としては、市町村など公共発注者、先ほど、平準化の重要性を説明いたしましたけれども、その平準化の取り組みを強化するための方策として何が考えられるかといった点。

あと、発注者側もマンパワーが減少していく、技術職員のマンパワーが減っていくわけでございますけれども、そういった中で、いざ災害が発生した場合に、マンパワー不足で入札契約に対応できないと問題が生じるわけで、そういったマンパワーが不足していく中でも、災害やインフラ老朽化に対応できるような入札契約制度といったこともご議論いただければと考えております。

先に資料4をご説明いたしますと、こういったご議論いただくスケジュール感でございます。今日、事務局で掲げています検討課題についても、後ほどご議論いただきたいと考えておりますけれども、3月以降、こういった検討課題についてご了承いただきましたら、順次、第2回の会議以降で、例えば、許可制度や各論についてご議論いただきたいと考えております。

以後、1、2カ月に1回程度、この基本問題小委員会を開催いたしまして、短期間ではございますけれども、夏ごろめどの中間取りまとめといったスケジュール感を考えているところでございます。

説明は以上でございます。特にこの資料3のご議論いただきたい事項を中心にご意見をいただければと考えております。

【大森委員長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対して、これはご質問を含めて、ご意見もぜひ賜りたいところでございます。基本的には資料3が中心になろうかと思いますが、1から4まで区分けするよりも、どこからでも、多分、知恵勝負の方法論なので、ひとつ皆様方のお知恵を拝借したいと思います。どこからでも結構でございます。よろしく申し上げます。

どうぞ。

【田口委員】 全建総連の田口でございます。

2点ほど、要望も含めてなんですが、担い手育成について、建設就業者や技能者の数がデータで出ているんです。国勢調査のほうで、国勢調査は自己申告なので、正確な数かど

うかというのは別問題として、それぞれの建設業の業種別の年代別の数も出されていると思いますので、担い手育成のことについていろいろ考えるときに、そうしたデータが必要ではないかと思っています。

例えば、現場従事者は256万人で、5年間で10万人ぐらい減っているんですけども、そのうち、減った半分が建築大工だということなんです。15歳から19歳は、全職種で言いますと7,880人増えておりまして、約26%です。この年代で増えているというのは、全建総連が推計するには、社会保険の適用による成果ではないかと考えています。これは、この間の国土交通省の政策が正しかったのではないかと。これを、さらに進めることが必要ではないかとも考えていまして、確たるものにするには、週休2日の問題とか、その施策をどう展開していくかということが必要になってきているのではないかと考えています。

そういうことや、従来の大工に限ってですが、大工も2,150人から2,920人に増えています。ただ、これを都道府県別で見ますと、やはり東京都が140人のところ、県によっては10人とか20人となっていて、依然として非常に危機的な状況にあるというところで、どう担い手を確保していくかということがあろうかと思っています。

それともう一つ、ほんとうにいい資料を出していただいたんですが、資料1の23ページの許可業者のことなんです。技能者とともに、建設業許可業者をどう育てていくかというのは、非常に大きな問題だと思っています。社会保険の適用というのは、社会保険加入が業者の要件になっているわけですから、今までよりハードルが高いわけです。そうしたハードルをクリアしていけるような業者を目指す若い若年世代の経営者、そういう人たちがどこにどのぐらいいて、そういう人たちを許可業者にどう誘導して成長させていくのかということ、これから特に考えていかないと、今までのように受発注の関係だけの中ではなかなか育成ができていかないのではないかと。地方の公共工事の工事量も減っていますので、そういうところをどう考えていくかということが大きな問題になっていくのではないかと考えておりまして、資料用語と一緒に、そういうことでご検討をお願いしたいと思います。

【大森委員長】 ありがとうございます。

いろいろなご意見を賜りたいと思います。ご自由にどうぞ。挙手をお願いします。

資料3は、念のために少し申し上げますと、事務局でこんなものはどうだろうかということで、たたき台としてご用意いただいたので、例えば一番最初の「建設業許可・更新を認

めない仕組み」と書いてある。こういうのもいいではないかという賛成意見だけでも結構。これはだめだというのであれば反対意見を出してもらいたいんですけども、少しご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

【蟹澤委員】 芝浦工大の蟹澤です。あまり意見が出ないようなので、少し口火を切らせていただきたい。話題提供というか、口火を切らせていただきたいと思います。

資料3の順番でいきますと、私は担い手確保・育成の関係について、この事務局提案であることについては賛成でございます。特に許可業者の社会保険の厳密化に関しては、おそらくこういうことを検討しないと、また後戻りするという問題とか、さらに言うと許可業者でなければいいのかという問題ですよね。それで言うと、軽微な工事には要らないという問題はどうするのかというあたりの検討が必要なのではないかな。要するに、抜け道がなくなるためにはということでございますけれども、その辺があると思います。

それから、基幹技能者の法令上の位置づけですが、これは技術者を主任技術者として認めるということになっていますが、これは非常にいい方向だと思います。

もう一つ、国土交通省の行政に限らない範囲で申しますと、担い手確保・育成ということで、今、緊急支援育成事業というものをやっています。私は、あれを各地で見ていると、入職前にある程度教育訓練をした上で仕事を選ぶ。そうすると、大分ミスマッチが減って、かつ入職前にいろいろな横のネットワークができて、私はあれは非常にいい制度ではないかなと思うんです。現行の労働法というか、農会法の中では、あれは特殊な位置づけで、一般的には就職してからでない訓練が受けられないというものがあまして、私はぜひあの辺の仕組みの恒久化というか、国土交通省ができるかどうかわかりませんが、その検討も必要ではないかなと。

かつ、高校生も大学生も在学中にあのような訓練を受けてから、自分は何に適しているのかということが考えられれば、離職防止には非常に役立つのではないかなと思うんです。今の緊急育成事業でも、在学中にはできないような仕組みになっていますので、ぜひその辺のところ、この会議の範疇かどうかわかりませんが、そういう検討も必要かなと思います。

一気に言ってしまうていいんですか。

【大森委員長】 どうぞ。

【蟹澤委員】 では、言ってしまうます。働き方改革について、次の問題ですけれども、

これは非常にいいと思います。

それから、日建連がご提案されている働き方改革の行動計画がありますが、あれは非常によく書けていると思うんですけども、私は、そのときに1つだけ問題が出てくるのは、やはりひとり親方の労働者性という問題が出てきて、ひとり親方は労働者ではないから、労働基準法は関係ないだろう。土日も何もないではないか、請負だからとなってしまうと、またもとのもくあみに戻ってしまうというか、偽装ひとり親方のようなものが増えて終わってしまったらどうにもならないので、私はこれも国土交通省の会議の中でどこまで検討できるかというのは微妙な問題があると思います。

だけれども、実際に指揮命令を受けているとか、現状の労働者性ということを鑑みて、やはりこのところも手をつけないと、週休2日とか、働き方改革が骨抜きになってしまうという心配があるので、ここは今回のものに間に合わなくても、そういう課題があるんだということについては、ぜひどこか表に挙げておいていただいたほうがいいのではないかなと思います。

もう少し言うと、就労機会確保事業といいますか、繁閑調整に一番役立つのは、社員として雇った方のやりとりということになるんですが、現状、これを実現するのがなかなか難しい、ハードルが高いということがありますので、このところをどのように国土交通省なり、建設業界が考えるかということについては、少なくとも意思表示をしたほうがいいのではないかなと思っております。

それから、まとめていいということなので言ってしまうと、3番目の生産性向上関係です。これは、ここに大分問題は提示されていますけれども、生産性向上は、私は大きくは3つくらいの問題があって、1つは無駄な分業化、それから、無駄な重層化をどうやって改善するかという問題があります。分業化が進み過ぎているので、稼働率が上がらないという、この産業の根本的な問題があるんです。

これに関しましては、多分これから検討されようとしている技術者制度にも関連して、例えば専門工事会社が型枠と鉄筋と幾つかの業種が連携して請け負った場合に、それは技術者が1人でいいのか、それとも3職種分要なのか。これは、いわゆる多能工問題に関しても、一緒になったときに、技術者がどのまとまりで認められるのかということについては大きな課題ではないかなと思っております。このところは、多分国交省でも検討課題に挙がっていると思いますが、そのところはぜひと思います。

それから、工場製品の一層の活用というものがあまして、これは政策会議のときから

出ております。私は、そのときにちらっと申し上げたのをもう一回言いたいんですが、実は一生懸命工場生産化しても、どこで問題が生じているかという、道路を運べないという問題があります。今は日本の法律では、幅2.5メートル、2,500ミリ、要するにシップコンテナのサイズが制約になっているんです。

ご存じのように、日本の6畳間というのは、横幅が芯々で2,700から2,730ミリなんです。だから、最低限の大きさの6畳間が今の道路制限では運べないという問題がありまして、もしこれが運べるようになると、私は非常に画期的ではないかなと。そのためには、この2.5メートルというのがネックになっている。これは、業界の方々がどう思われるかわかりませんが、そうだと思ったら応援してほしいんです。

ちなみに、シンガポールはもともと日本と同じ制度だったものが、PPVCという工場で大きな箱の建物をつくってきて、それを積み重ねるとできてしまうというのを推進するために、輸送制限を緩和したと聞いております。法律上の細かい数字は忘れましたが、たしか2.5メートルが3.5メートルぐらいまで拡大した。道路のサイズは日本とそんなに変わりません。そんなこともあるのかなと思います。

それから、生産性向上の中でプロセス改革みたいなところが、ここにあまり入っていないんです。どういうことかという、いわゆるフロントローディングみたいな言葉が政策会議でも幾つか出ましたけれども、その問題です。要するに、今まで企画があって、基本設計、実施設計、それから施工者が決まって、施工計画、そこからまた施工のための設計があって、いろいろなことがあるんですが、それをどれだけ前倒しするかという問題があります。これをアメリカ流の言い方で言うと、IPDという言い方をするんですが、インテグレートド・プロジェクト・デリバリーという言い方ですけれども、これは実はBIMと一体で考えられているものです。

今回の中にCIMという言葉は出てくるんですが、BIMという言葉が出てこなくて、営繕のほうでは、BIMのガイドラインをつくるというお話も聞いていますけれども、私が勉強している範囲では、海外でCIMという言い方はあまりなくて、やはりコンピューターで3次元、もっと言うと3次元ではなくて、時間軸が入ると4次元、そこにコスト情報が入ると5次元。3次元はBIMではないというのが一般的な認識なんですけれども、ぜひそのプロセス革命というところ。簡単に言うと発注段階でどれだけ施工者側の技術情報を先に取り込むか。それによって、設計の各確定度を上げて、手戻りをなくすということだと思えます。ぜひその辺の観点も入れていただきたいし、国土交通省として、例え

ばイギリスはB I Mマンドートという政策、それから、ベトナムあたりもそれにほぼ準ずるような政策的な目標を掲げているんですけれども、その辺もぜひ世界の動きというか、それに取り残されないような方策を何かご検討いただくといいのではないかなと思います。

すみません。少したくさん言い過ぎてしまいましたけれども、今日、ご説明を聞きながら、今まで考えていたことです。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

【伊藤専務（岩田委員代理）】 よろしいですか。

【大森委員長】 とりあえず、皆さんの共通認識として、ここに制度改革とありますが、これは、結局は建設業法に関連するという念頭はお忘れなきようお願いいたします。その上で、いろいろ議論はしていただいて全然問題ないんですが、ひとつよろしくお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

【伊藤専務（岩田委員代理）】 よろしいでしょうか。

【大森委員長】 はい、どうぞ。

【伊藤専務（岩田委員代理）】 全建の伊藤でございます。

基本的に2017+10の残された課題について、制度改革も含めて検討いただくというのは結構なことだろうと思っております。その中で、今回いただいた資料3の関係で、特に地域建設業の関係についてお話しさせていただきます。

まず最初、平準化の取り組みを強化する方策について、ぜひ議論を進めていただければと思うんです。今、国土交通省さんでも、発注について、各発注者の皆さんがどんな発注見通しを立てているかということについて、一覧性がある形で資料を出していただいています。まだ、それが全国的な展開になっていないと理解しておりますので、そういったことについて、ぜひ早めに各発注者が載った、一覧性のある発注見通しを出していただければと思うんです。

単に発注見通し・発注の平準化だけで、ほんとうに平準化の取り組みがおしまいかというと、そうではなくて、やはり年度末も含めた施工時期の平準化が企業サイド、地域建設業の皆さんにとっても、そこが一番課題になるものですから、施工の平準化をいかに確保するかというところについての議論を進めていただければありがたいなと思っております。

その下の発注者のマンパワーの減少も見据えつつということで、災害時、あるいは老朽化等々についての入札契約制度を検討しようということなんです。もちろん公共団体、特

に市町村における技術者の減少は、極めて深刻な問題だろうと思うんです。私どもの感覚としまして、発注者のマンパワーの問題だけではなくて、地域の建設企業の災害対応能力が極めて危なっかしい状態が、もう既に顕在化しているのではないかなという認識を持っております。

先ほどいただきました資料1の23ページの許可業者数の少ない市町村の例がありましたけれども、この中でも、1市町村、1許可業者という資料もあります。実際、細かく見ると、土木的な仕事をやっておられない企業の方しかおられないという市町村もあると思っております。どうしても全建傘下の会員企業、地域の元請企業なんですが、そういった元請企業になるべき全建の会員企業の皆さんがいない市町村の数も、今、全国で188になっております。5年ぐらい前のデータよりもかなり増えている形の中で、ほんとうに地域のこれから、あるいは地域の防災力といったことを議論する際に、地域建設業というのはどういう位置づけにあるべきなのか。また、地域の中に必要だということであるとすれば、そういった企業に対して、どう発注者として防災力維持の観点等々を考えたときに、どんな形で発注をしていくのか。そういった、技術者不足の観点・背景だけでなく、もう少し広い観点で、自治体の入札制度を検討していただきたい。地域建設業の現状なりをしつかり踏まえていただいた上で議論を進めていただければありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【平野委員】 日建連の平野でございます。資料3につきまして、賛成の立場から2点ほど簡単に意見を述べさせていただきたいと思えます。

まず、担い手の確保・育成関係の社会保険未加入対策につきましては、1度、これまでの経緯を整理すべきだと、私としては思っております。自分の記憶では、社会保険未加入対策を国交省様が始めて、業界団体としてほんとうに総合的に取り組み始めたのは、2012年だと記憶しております。それから丸4年が経過している。これが1点目です。

その5年の間、何をやってきたかという、大変いろいろな取り組みをやってまいりました。国交省様からは、社会保険の加入に関する下請の指導ガイドラインが出たり、あるいは元請としては、法定福利費の内訳明示をした標準見積書の活用を全会員に対して啓蒙してきたということ。

これだけでも相当な効果があったと思っておりますけれども、さらに2015年からは、日建連といたしまして、社会保険加入促進要綱というものを改めて作成いたしました。社会保険未加入企業とは契約を締結しないということをやってまいりました。さらに昨年度からは、特段の理由がない限り、社会保険未加入の労働者を現場に入場させないという規制を行ってまいりました。

ここまでやっても、なかなか100%にならないというのが現状であることを考えると、最終的には、実数を問わず、社会保険加入状況は100%であるべきだと思っております。もうそろそろ5年の助走期間、十分な助走期間を経てここまでまいりましたので、抜本的な対策を打つ時期に来ている。その機は熟したと考えております。それが1点目です。

それから、2点目。働き方改革関係の中での適正な工期設定に関する受発注者双方の責務の明確化という点についてであります。これは、先ほど日建連としてご説明申し上げました週休2日実現行動計画には、この受発注者双方の責務の明確化が、実行性を持つためには必須だと我々としては考えております。これについては、ぜひご検討を賜りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。

今のご意見の中で、1番の担い手確保のところ、契約締結しないとおっしゃっていたけれども、そのご意見というのは、もし契約締結したら、ペナルティーを入れてもいいというご意見と頂戴してもいいということですか。

【平野委員】 ほぼそういうことです。

【大森委員長】 そういうことでいいということですか。

【平野委員】 はい。

【大森委員長】 そういうご意見だということのようです。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【才賀委員】 建専連の才賀でございます。今の社会保険の問題を聞いて、日建連さんが言ったもの、それだけやっていただくと、我々も大分楽にはなるというんですか、厳しくなると思うんですけれども、国として逆に言うと、社会保険に入っていない業者は許認可を取れないんだという大きな枠で絞っていただければ、間違いなく入るし、また、そういう縛り方をすることによって、ひとり親方がいなくなると思うんですよ。やはり今、ひ

とり親方というのは、あるときはひとり親方であり、あるときは働き手だということで使い分けをしているものですから、ひとり親方の人数が全然把握できないというのが現状だと思っております。

それと同時に、ひとり親方が基幹技能者の資格を取ってやっても、結局、今の主任技術者と同じレベルであれば、これ以上取ってもしょうがないよということで、今年あたりは5,000人ぐらい基幹技能者を取っていない、更新していないという実態になっています。

当初のように基幹技能者というのは、今までの法律上で言う主任技術者の上位の職長を教育するんだということでやっていたものですから、その辺の問題点をいくらか考えていただければ幸いかなと思います。

それから、生産性向上について、現場の配置者の要件の合理化ということでございます。工事開始後のリスクを考えると、下請同士が集まってやった場合に、下請が4人集まれば、4人出さなければいけないのかということでなく、1人でもいいのではないかなと。その辺の調整をしていただけないかなと思います。

あちこち飛んでいて大変申しわけございません。最後になりますけれども、災害協定をゼネコンさんが結ぶと20点の加点評価があります。しかし、今、全国で専門工事業者が各地区のところで災害協定を結んで仕事をやっております。それでも、結局は加点評価が1点もなく、泣きどころ。それで仕事がもらえるかという、なかなか仕事も増えないという現状もありますので、やはり専門工事業者の評価基準を何かつくっていただいて、専門工事業者も機械を持ったり、そういうものをやれば加点評価して仕事がもらえるよというプラスの面も考えていただければいいのではないかなと思います。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【秋山委員】 資料3の3ポツの生産性向上の中に入っている2つ目の工事開始後のリスク発生時における手戻り防止。これは、重要な課題だと、特に個人的に思っています。

私は建築なんですけれども、このごろ新築よりも改修工事がどんどん増えていまして、耐震改修、あるいは躯体までさわるようなリノベーションなど、そういう工事が増えております。これは、解体してみないと工事の範囲が決まらないみたいなどころがありまして、

請負契約は解体と本体工事と両方セットでやられるケースが多いんですね。そうすると、もう解体前の請負契約の締結時に工事範囲がある程度決まってしまうんですけども、実は解体して、ここまでわからないといけないという問題が、このごろどんどん増えてきて、また複雑な問題が増えてきているんですね。

その辺のことが、例えば耐震で言うと、既存図をもとに耐震改修のやり方を決めているんですけども、地下の地中基礎が想定と違うとか、いろいろなことが出てきます。この辺の工事はどんどん増えていくと思いますので、ぜひこの辺の新築以外の改修工事も詳しく調べていただいて、どこにどういう問題が出てきそうかというのは、あらかじめ調べていただくとやりやすいと思っています。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

【高野委員】 よろしいですか。まず、1点目の担い手の確保ということで言いますと、技能工の確保については、諸施策もいろいろなされているところですが、特に地方建設業の技術者について、先ほどの市町村に数社しかないという状況ですと、地元に残ってくれる人というのは、やはり地元出身者を雇用しなくてはいけないということなんです。ご承知のように、地方ではどんどん高校が少なくなっておまして、工業高校はおろか、普通高校もないという自治体がたくさん出ております。そういう意味では、技術者の人材を確保するというのも、入り口の部分で大変になっておまして、中学校ぐらいから目をつけておいて、いろいろ援助しながら来てもらうということも、実際、地方ではやられているようです。

普通高校生に2級の施工管理技士等々を取ってもらうまでの準備を会社でやらなくてはいけない状況が出ているので、そういったものを仕組みとして、地域でまとまった形、都道府県単位ぐらいの形でまとまって応援するような仕組みができると、やはり会社にとってもいいですし、そういう事例で見ますと、若者が横の会社といいますか、別の会社の人と連帯するというのが、離職防止にもつながるということです。

小さな会社に行きますと、若者、18歳の人がぼつんと1人いて、あとは40歳以上の人しかいないという状況になってしまいますと、どうしても離職ということになってしまうので、そういった横の連帯をとるという意味でも、そういった企業間を超えたいろいろ

な育成や連携の仕組みをつくっていくべきではないかなと思います。

それから、一番最後の地域の建設業の市町村などの平準化とありました。先ほどグラフに出ておりましたけれども、これは技能工の人たちの賃金といった意味での分析がなされています。生産性という意味においてもこれは非常に重要で、先ほどのグラフを見ていただくと、春分の日からずっと日が長くなって行って、夏至まで長くなるわけです。ここが一番、全く仕事がなくなってしまっていて、今度は秋分の日から冬至に向かってどんどん仕事が増えていく。

現場作業、屋外作業を基本とする建設業においては、とにかく日の長いうちに仕事をするということは、それだけで生産性が上がると言えるわけで、その生産性を高めるという意味においても、特に国のほうは大分いろいろな対応によって丸まっているといたしますか、平準化が進んでいるように思いますけれども、都道府県と市町村においては、あまりその辺が国に比べると対応がなされていない。生産性を上げるという意味においても、市町村、都道府県の平準化。これは、財政制度の問題ということもあろうかと思しますので、そういったアプローチで何とか実現していただきたいなと思います。

それから、少し戻りますが、建設工事の工場製品の活用ということでもあります。これは、土木的な話でいきますと、意外に現場打ちと工場製品を比べると、現場打ちのほうが安いということに結構多くの事例がなくなってしまっていて、いわゆる大きなものを工場製品で買おうとしても、なかなか価格のほうが決まっていない。一方、現場打ちでは積算基準があるので、ぱっと積算すると現場打ちのほうが安いから、これは現場打ちですということになっている事例を多く見られるようです。

当面、その端境期の中でも、現場打ちよりも工場製品が高いということが出たとしても、将来を見据えて工場製品に切りかえるような仕掛けを考えていく必要があるのではないかなと思っております。

とりあえず以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。もしあれば、どうぞ。

【丹羽委員】 会計士の丹羽です。今までの委員の皆様のお話を聞いていて、私も考えていることを少しだけ述べたいと思います。

秋山先生がおっしゃられた契約を一括で行う、まず解体し、その後の本体の請負工事の部分で変更等がある。そういう実務が多いように私も受け取っています。そのような場合、

契約変更などが適切になされてなければいけないと思うんですが、生産性向上に関連することなのかもしれません。工期についてはガイドライン等を徹底していただくという話がありますけれども、契約変更に関する適切な取り扱いが、どうもこの業界全体としてないような気がします。もちろん適切になさっている発注者さんはおありになるんだと思いますけれども、場合によっては大きな発注者さんでも当初契約のままやってしまっているかもしれない。

適切な契約変更を行って適切な代金をもらえば、基本的には生産性は上がりますから、そういう点では、適切な契約変更、それに伴う工事代金の変更というの、一歩踏み込んで検討するというのは、あってしかるべきなのではないかなというのが1つ。

それから、この場は中建審の小委員会ですので、私が興味関心を持っているところでいくと、経営事項審査というのがあります。2017+10の部会報告の中で書いていただきましたが、これからもずっとランク別制度で発注し続けていくのが適切かどうかについて検討をする必要があります。この場が、もう一回見直す、あるいは強く前に進めるという機会であれば、改めてランク別発注についても、粛々と継続して検討していただきたい。このことを検討項目に加えていただくとありがたい。

さらに、細かい技術的な話があります。そもそもは信用、技術、施工能力を判定して、受注業者を決めるんだという経審制度です。その中で、施工能力、あるいは信用、財務力などの代位変数なのでしょうか。完成工事高を以て、そこら辺りを判定している実務が長年続いてきています。経審の中では、非常にウエートが高い。技術評価の項目には、元請の完成工事高も含めてもいます。ところが、地方のゼネコンさんが取組む除雪作業や道路の維持修繕は請負ではないので、完成工事高に含まれないという会計上の取扱いになると思うんです。そうすると、完成工事高を重視してランク別発注というのは、ますますどういったものなのかという問題があります。

ここは、業法の改正をメインに据えて検討していただくところで、経営事項審査というのは少しマイナーな話なのかもしれませんが、そういう問題もあるので、同じ中建審の小委員会ということであれば、少し議題の中の端っこのほうに加えていただき、併せて、地域建設業の施策と絡めての検討等をしていただくとありがたい。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。問題ないと思いますけれども、幅広く議論していただければと思います。

ほかにもしあれば。

なければ、私から少し問題意識といいますか、当然、皆様のご意見をお聞きしたい点も幾つかあって、少しお話しさせていただきたいんです。

まず、働き方改革関係で言う、受発注者双方の責務の明確化。この発注者は、国や公共の場合はいいんですが、民間の場合どうするか。明確化といっても、建設業法にそれを書くだけで済むのか、当然、業法の範囲外になる可能性が高いんですけれども、その辺をどう工夫できるのかなと。

例えば原則として責務を明確化しておいて、当然、例外というものはあるわけで、民間でもどうしてもいつまでにやらなければというの、ないわけではないので、どこをどう区分けして、どういうルール化にするのか。ここは相当工夫の余地があるかなという気がしています。

それから、働き方改革の2つ目ですが、不当に短い工期設定を防ぐための方策なんです。例えば工事期間というものは、週休2日やアンノンファクター、いわゆる天候不順といった競争と無関係な日数を考慮した日数を工事期間と言うと、どこかに定義を置くというの、1つのアイデアとしてはあり得るかもしれません。今は、週休2日や天候不順、アンノンファクターなどは、競争しても、減りも増えもしない。そういったものを工期の中に入れないほうがいいのかなとも思いますが、あくまでこれは1つのアイデアです。

皆様のご意見もお聞きしたいんですが、生産性向上のところですが、工場製品の一層の活用という点ですが、これは売買契約なので、工場の生産側は業法の対象外なんですよね。そこで何かふぐあいが生じると、業法ではカバーできないんですね。ここが結構大きな問題点なので、例えば現場に搬入するようなものに関しては、売買だろうが、何だろうが、取引に関しては、この建設業法を適用する、建設業者とみなすというみなし規定を入れるなどということも考える余地はあるかもしれません。

まだ1つのアイデアにすぎず、詳しく検討しないと何とも言えないですけども、例えば業法の適用外の物を一層活用すればするほど、施工者は非常にリスクが増えてくるという変な関係に立つので、ここも少し考えどころかなという気がしています。

それから、もう一つ、4番の地域の建設業なんですが、平準化のところですが、会社が忙しいけれども職人さんが足りない。でも、B社は職人さんが余っていて仕事来ないというときに、職人さんに応援を頼むのは、多分、今は派遣法の関係でできないような気がするんです。それがほんとうにいいのかどうか。これが法的に適法化できるような手当がで

きるのかどうか。

それは、実は先ほど、才賀委員がおっしゃっていた下請会社が共同で施工する場合の形態に非常に近い形態で、逆にそれが進むと、再編へという話にもなってくるのかなという気もしました。これは、当然、皆さんのご意見をいろいろお聞きしたいところです。

それから、今、丹羽先生が言われていた除雪の関係で、例えば除雪というのは、完工高にならないというのは、これは請負ではないという意味ですかね。請負工事ではないということになると、準委任契約ですかね。準委任契約だとすると、建設業法の対象外ということなんですかね。つまり建設業法は請負というところだけで、今縛っています。全て請負と言っていますが、そういうことでいいのかどうか。

例えば除雪は、おそらく準委任なんでしょうね。でも、そうすると業法の対象外になってしまうのか。それも変な話で、丹羽先生の除雪の話は、結構興味深くお聞きしたんですけども、そんな問題もあるなど。

それから、最後もう一つ。生産性向上に戻って申しわけないんですが、工事開始後のリスク発生における手戻り防止です。例えば工事開始後にリスク発生すると、その間中断するんですけども、その中断期間というのは工期に入れないというアイデアはあるんでしょうか。それが工期に入ると、多分、早くやるためにふたをする行為が出てくるような気がします。つまり工期というのは、建設会社にとっては憲法のようなもので、工期に遅れるというのはご法度という意識のような気がするんです。全てのものを含んだ工期を考えると、いろいろなアクシデントに対して対応できなくなる可能性もなきにしもあらずという気も少ししています。

以上、話題のための提供という面がかなりありますが、皆さんのご意見もお伺いできるとありがたいと思っております。いかがでしょうか。

【蟹澤委員】 よろしいですか。

【大森委員長】 はい、どうぞ。

【蟹澤委員】 すみません。先ほどはいろいろ申し上げ過ぎたので、建設業法に限ってということで、追加で少し申し上げさせていただきたいと思います。

先ほどの1番の基幹技能者の法令上の位置づけという話もありましたけれども、それ以前に技能者の建業法上の位置づけ。せっかくキャリアアップシステムで、ID登録ができるわけですから、そういう人たちが建設技能者なんだということをどこかに位置づけられないかなど。

そうでないと、アウトサイダーや登録されていない人との区別がつかなくなる。登録された人をちゃんと雇用して使っている専門工事会社や元請、ひいては民間発注者も含めて発注者が褒められるべきものですから、そもそもその辺のID登録された技能者の建業法上の位置づけがしっかりできないかなという問題があるのではないかなと思います。その延長線上に基幹技能者問題がある。建業法上の評価がついた基幹技能者問題があるのではないかなと思います。

もう一つ、これは働き方改革なのか、今の担い手確保なのか、いろいろな問題にかかわりますけれども、不良不適格業者という定義は、政策2011、12のときに、社会保険未加入企業だと定義がされているわけです。不良不適格業者を使っていない、または、今度の新しいので言うと、工期のダンピングをしていない発注者を取り締まるだけではなくて、何かの形で評価するような仕組み。褒めるほうも含めてですけれども、それは国交省が何かの仕組みでできないのかなという感じがいたします。

それから、あともう一つは、ひとり親方問題というのは、僕もそう簡単に解決する問題ではなくて、どうしても出てきてしまう問題なんです。個人が事業主で働いている人が、建業法で言う施工体制の中で、ほんとうに請負として施工体制の中にぶら下がって出てくべきなのかどうかという問題があるのではないかなと。建業法上で、これも建設業者とみなすのか。これは、業許可の問題もありますけれども、この辺から建業法の中でひとり親方問題に切り込んでいけないかなという感じは持っております。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

【田口委員】 すみません。

【大森委員長】 はい、どうぞ。

【田口委員】 今、何度かひとり親方の問題について言及があったんですが、蟹澤先生からも適切なご指摘をいただいたと思うんです。要するに、現場従事者が260万人ぐらいいて、ひとり親方がそのうち40万人という固まりでおりまして、中には非自発的なひとり親方の存在も取りまとめの中で指摘されています。

A3のプリントの中には、技能労働者、技術者、そして、ひとり親方と明記もされているわけで、ひとり親方というのは、労災保険上の定義しかないわけですから、これを今、ご指摘がありましたように、建設業法の中でどう定義づけるかということをやっているかな

いと、これは決して社会保険適用が進んでも、なくなる存在ではない。建設生産の道理で言えば問題だと思います。

ただ、この人たちは技能継承もできませんし、年金未加入といいますか、国民年金に入っている、将来生活というのは非常に厳しいものが待ち受けていると思います。この人たちの生計がちゃんと立てられるような働き方というか、仕事の中での枠組みをどうつくっていくかということが、やはり政策として打ち出される必要があろうかと思います。そういう点につきましても取り上げていただきたいと思ひまして、この担い手の確保・育成関係で、技能労働者や基幹技能者というのもあるんですが、ひとり親方の法令上の位置づけも明確化できればと思ひております。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。今日はとりあえず意見をいろいろお聞きしてということにしたいと思ひます。

【秋山委員】 大森委員長の最後のリスクのところの話なんですけれども、最近、マンションの買取再販ビジネスが結構あるんですね。そうすると、中を裸にして、改修して、再販するんですけれども、それは割と早くやらないと、ビジネス的には回らないという話があります。

一方で、裸にしたら、共用部分に問題があるとか、漏水していたり、いろいろなことがそのとき初めてわかるんですね。だけど、ビジネス的に言うと、それを管理組合の方とやりとりして、どちらの責任かとか、そういうことを仕分けていると時間がないので、見なかったことにするというと変ですけども、せつかくきれいになって、ちゃんとするチャンスがあつて、それを記録に残すべきところが、ちゃんと残っていないみたいなどころもあるやに聞いています。

ただ、ちゃんと工期を設定しろという話になるのかどうか、少し微妙で、早く売りたいとか、早く住みたいということもあるので、工期を短くするモチベーションはないんですけども、特に専有と共用の間の問題なので、こういうことを整理するようなチャンスを、特に500万以上の工事になるケースが多いものですから、その辺でうまく仕組みがつくれたらなというのは、少し考えているということです。

具体的な知恵はないんですけども、以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。重要なご指摘だと思います。

この際ですから。この委員会は、意外と回数が少ないので、あつという間に終わると思

いますので、しまった、言い損ねたということのないように、できたら言っていただければと思います。

今日、新しく参加していただいている委員の方もいらっしゃるので、少しご発言をいただければと思います。

どうぞ。

【三枝委員】 日本鉄道施設協会の三枝でございます。

鉄道工事というのは、この中で見ると非常に特殊な工事でありまして、線路はたかだか4メートルぐらいの幅でずっとあるわけで、仕事をやるにしても、特殊な資格で工事を行っている形になっています。ここの生産性向上の関係で、現場配置要員の合理化ということがあって、これは非常にありがたいことだなと思っています。

というのは、線路はマルチというでかい機械が入ったり、みんな夜しか仕事ができない。そういう仕事があるものですから、安全で言うと線路は1ミリ、2ミリの範囲で整備しているという形があるので、そういう工事をずっとやっております、特殊な資格で縛っているということでやっております。そういうのを、今後どういう形で人を、いわゆる技能者として位置づけていくかということもあるので、それがないと担い手の確保が非常に難しいということもあります。

軌道というか、線路の保守で言うと、そういうことが今、大きな問題になっているということでございます。よろしく申し上げます。

【大森委員長】 ありがとうございます。

富岡委員、いかがでしょう。

【富岡委員】 電気事業連合会の富岡です。初めて参加になりますので、少しこれまでの経緯など、わからないところがあるんですが、今日の議論をお聞きしていて、一般論というか、感想になるかもしれませんが、それぞれ重要な課題だと思います。

次回から個別に議論していくに当たって、それぞれの目的に照らして、どういう施策にどういう効果があるのか、あるいは場合によって、先ほどからも議論がありますが、デメリットや問題点は出ないのかというところを具体的に議論していくことで、これからよい制度改正につながると思います。私のほうでも気づいたところをコメントして貢献していきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【大森委員長】 ありがとうございます。

時間もまだ少しありますので、仲田委員のご意見もお伺いしたいと思います。

【仲田委員】 意見を述べさせていただく前に、基本的な立場についてお話しさせていただきたいと思います。

建設業というのは、我々不動産デベロッパーにとって大変重要なパートナーでございます。建設業が発展し、サステナブルでないと、我々も非常に困るということでございます。ここでいろいろテーマとなっております生産性の向上や働き方改革、担い手の確保は非常に重要なテーマで、しっかり建設業の方々に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

そういう大前提の中で、働き方改革のところで、適切な工期設定や工期ダンピングの防止ということが書かれております。これも当然のことでございます。我々も工期ダンピングして、いろいろ瑕疵が増えたりして、手戻りが増える。お客様からもアフタークレームが増えるということで、決して工期ダンピングなどということは、全くいいことだと思っていないということでございます。

ですから、工期ダンピングを望んでいるわけでは全くないんですけれども、一方で適正に工期が短縮されれば、いろいろなコストが減って、事業採算性が上がるといったことは、当然、皆さんおわかりのことだと思います。

民間発注者に関しましては、工期については、標準的なものはもちろん大体想定できるわけなんですけれども、結局ゼネコンさんがどんな技術で仕事をされるかとか、各工程においてどれだけの職人さんを手当して投入されるかによって、工期は全く変わってくるわけでございます。なかなか工期ダンピングなのか、適正な工期の短縮なのかというところを見抜くのが難しいという問題があると思います。

そういう意味で、工期ダンピングだということを知りながら発注するのは、当然いけないことだと思うんですけれども、大前提として、ゼネコンさんからどういう前提でこういう工期を設定しているのか。そういったことをきちんと説明していただくことが必要なのかなと考えております。

協会として、この問題も含めて十分に議論をしているわけではないので、今日は個人的な意見なんですけれども、伺った限りではそんなことを指摘させていただきたいと思います。

【大森委員長】 ありがとうございます。

大体参加者のご意見をとりあえずお聞きできたと思います。

ほかに、まだ5分ほどありますけれども、よろしいですか。

もしよろしければ、今日はこれで議題を終了ということで、議事を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 ありがとうございました。

今後のスケジュールでございますが、次回日程については、現在、事務局から各委員の皆様にご連絡の上、調整させていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日の配付資料のご郵送をご希望の委員の方は、テーブルの上に置いたままにしていただければ、事務局で郵送させていただきます。

それでは、これもちまして散会させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところまことにありがとうございました。

— 了 —